

**訪問看護師・訪問介護員等 安全確保・離職防止対策事業（２人訪問補助）
事前協議実施要領**

第１章 総則

１ 目的

本要領は、市町が補助要件を満たしているかを事前協議により確認するために必要な手順を定めるものとする。

２ 定義

- (１)「利用者等」とは、補助要件事業者から事前協議を受け付ける市町の介護保険被保険者である利用者本人、家族をいう。
- (２)「訪問者等」とは、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を提供する訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者、訪問介護員又はこれらの者が所属する事業所の従業者をいう。
- (３)「暴力行為等」とは、別紙に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等をいう。
- (４)「第三者」とは、利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員をいう。
- (５)「２人訪問加算」とは、訪問介護の２人訪問加算、訪問看護の複数名訪問加算をいう。
- (６)「おそれがある」とは、暴力行為等（別紙に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等）、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることを認められることをいう。

第２章 利用者等からの暴力行為等の場合の事前協議手順

３ 補助要件

補助要件は、次の（１）～（４）の全てを満たす場合とする。

- (１) 兵庫県内に事業所が所在し、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を暴力行為等に係る事業実施市町の被保険者である利用者提供する事業者であること。
- (２) 利用者等から訪問者等が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。
- (３) サービス提供記録や第三者の意見など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (４) 事業者は、２人訪問加算の利用者等への同意の依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取組みや、被害の軽減を図るための対応を行っていること。

４ 事前協議における確認手順

(１) 記録・意見書等の提出

市町は事業者に対して、少なくとも次のア又はイいずれかの根拠となる資料を提出させるものとする。

ア 暴力行為等の内容が確認できる記録

別紙の「補助対象となる行為の例」に準じる暴力行為等の内容が確認できるサービス提供記録など。

ただし、別紙注「暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等」に該当する場合は、訪問者等に重大な危害を及ぼす可能性が低いと考えられることから、原則補助対象とならない（補助対象としない利用者等であっても、個別の事情により訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象となる）。

イ 第三者が作成した意見等書類

医師による２人訪問の指示書や、介護支援専門員が作成した２人訪問の必要性等が記載されたケアプランなど

(２) ２人訪問加算の同意の有無の記載

市町は事業者に対して、利用者等に介護保険法上の２人訪問加算の同意の依頼を行った結果や、利用者等の関係者への暴力行為等の抑止の働きかけの依頼記録、担当者の交代等の取組みを特記事項に具体的に記載させる。

なお、訪問看護記録や、サービス提供記録に記載があれば、これに代わるものとして取り扱うことができる。

ただし、市町が２人訪問加算の同意を得る働きかけが困難であると認める場合は、２人訪問加算の同意依頼を行ったものとみなす。

(３) 補助対象事業者の判定

市町は、チェックシートにより補助要件に該当するかどうかを判定し、行政確認欄において１及び２のいずれも「該当」の場合、補助対象として決定する。

市町は、補助対象となった事業者に対して年間訪問回数の見込みを確認するとともに、補助事業申請等の説明を行う。

5 現況報告書の受理及び指導

市町は、補助対象事業者から定期的に、利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出させ、補助の継続等について確認を行い、その結果を行政記入欄に記載する。

(1) 提出時期

年1回、補助対象期間(補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の3月末日)のおおむね半期に当たる時期頃に提出。(ただし、補助対象期間が3ヶ月以内の場合は、報告書の提出は不要。)翌年度は9月中に提出。

提出時期の例

初訪問日	R7. 4. 1	R7. 7. 1	R7. 10. 1	R8. 2. 5
現況報告日	R7. 9 中	R7. 10～11 中	R7. 12 中	提出不要

(2) 確認及び指導等内容

確認項目	状況	市町での確認・指導等
利用者等の暴力行為等	改善あり	暴力行為等の状況が改善され、2人訪問の必要性が低くなったこと等が確認された場合、必要に応じて、通常のサービスに戻すか等を事業者と協議。
	改善なし	補助を継続。
事業者の対応等	対応あり	対応状況を確認。
	対応なし	事業者が、継続して利用者等に介護保険に基づく2人訪問の同意を得る働きかけや、利用者の暴力行為等を解消するための対応を行っていない場合は、実施するよう指導。ただし、2人訪問の同意を得る働きかけが困難である場合は、行政記入欄に市町の判断を記載すること。

6 事前着手承認の申請

市町は、実施要領に基づき事業対象となる事業者を決定した場合、事前着手承認申請書に事前協議書を添付の上、兵庫県高齢政策課に提出し、事前着手の承認を受けることとする。

7 適用期日

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

暴力行為等の内容	○迷惑行為等 ・ 迷惑行為：じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等 ・ 暴言：訪問者等への悪口、侮辱 ・ 過大なクレーム：恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム ※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。 ・ ストーカー行為：つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等 ・ セクシャルハラスメント：抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等 ・ 脅迫：殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等 ○暴力行為：素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等 ○器物破損行為：故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等
-----------------	---

※注 暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等

次の利用者等の行う右に掲げる暴力行為等については、原則補助対象としない。

補助対象とならない利用者等	補助対象とならない暴力行為等
・ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクC（一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する） ・ 認定調査票（基本調査）1－4（起き上がり）が「できない」 ・ 上記と同様の身体状況の者	・ 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等） ・ 暴力行為（弱い力で叩く等） ・ 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る） ・ その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等 ※その他の暴力行為等は補助対象となる

※個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。